

大学3年次修了者の大学院修士課程及び 博士前期課程の受験資格に関する規程

第1条 この規程は「学校教育法施行規則」の一部改正（大学院入学資格の一部改正）に準拠し、定めるものである。

第2条 文学研究科にあつては、次のとおり定める。

- 一) 3年次修了時の修得見込みを含め、全修得単位数は96単位以上であること、その成績の基準はGPA2.5以上とする。ただし、本学学生は他に文化講座3単位を加えるものとする。
- 二) 第一号に示す単位の内、専攻しようとする分野の専門科目を52単位以上修得していること、その成績の基準はGPA2.5以上とする。

第3条 生活機構研究科生活文化研究専攻、心理学専攻、福祉社会研究専攻、人間教育学専攻、および環境デザイン研究専攻にあつては、次のとおり定める。

- 一) 3年次修了時の修得見込みを含め、全修得単位数は96単位以上であること、その成績の基準はGPA2.5以上とする。ただし、本学学生は他に文化講座3単位を加えるものとする。
- 二) 第一号に示す単位の内、専攻しようとする分野の専門科目を52単位以上修得していること、その成績の基準はGPA2.5以上とする。

第4条 生活機構研究科生活科学研究専攻にあつては、次のとおり定める。

- 一) 3年次修了時の修得見込みを含め、全修得単位数は105単位以上であること、その成績の基準はGPA2.5以上とする。ただし、本学学生は他に文化講座3単位を加えるものとする。
- 二) 第一号に示す単位の内、専門科目は62単位以上とする、その成績の基準はGPA2.5点以上とする。

第5条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この規程は、平成31年4月1日に改定し、平成28年4月1日に遡って施行する。

[文化講座の単位の修正]

この規定は、令和3年4月1日に改定する。(成績基準の変更)